

〈懲罰事項について〉

2026 年 7 月 11 日・見直し

* 懲罰基準

「東京都少年サッカー連盟・規律裁定委員会 懲罰規程」による

* 適用範囲

「東京都少年サッカー連盟が主催する大会に関わる、連盟役員、ブロック役員、大会運営部の個人およびチーム、チーム役員、選手」とする

ブロック内で懲罰規則やペナルティーを制定し、処分することを禁止する。

1. 試合における懲戒罰事項

- ① 試合において主審より退場を命じられた選手またはチーム役員は、自動的に次の同一競技会（同一競技会終了の場合は直近の公式試合）に 1 試合出場できない。

その後の処置は連盟規律委員会により行われる。

- ② 累積警告が 2 回に達した選手も自動的に次の同一競技会（同一競技会終了の場合は直近の公式試合）に 1 試合出場できない。
- ③ ブロック大会での警告・退場の処分は中央大会には持ち越さない。
- ④ 中央大会で受けた退場処分および累積警告による出場停止処分の消化は、同一競技会における直近の公式試合に適用される。

なお、消化されなかった場合は、連盟規律委員会 懲罰規程 P-10 「第 3 条～第 9 条 ①～⑨」に準じる。

チーム役員の退場については、所属するチームが中央大会に出場した直近の公式競技会において、消化するものとする。

なお、消化することが困難であると判断した場合には、連盟規律委員会にて、懲戒罰の処置を行う。

- ⑤ チーム団体での懲罰行為には、連盟規律委員会が処置を行う。